

# 藤枝市教育委員会

## 令和7年3月定例会議案

令和7年3月27日

## 藤枝市教育委員会 3 月定例会議事日程

日 時 令和7年3月27日(木) 午前10時から  
場 所 藤枝市役所西館5階 第2委員会室

開 会

会議録署名委員指名

委員

委員

### 日 程 第1

|       |                                        |          |
|-------|----------------------------------------|----------|
| 第5号議案 | 令和7年度藤枝市教育施策の策定について                    | - P 1 -  |
| 第6号議案 | 語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則について | - P 15 - |
| 第7号議案 | 藤枝市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について          | - P 18 - |
| 第8号議案 | 藤枝市立小・中学校通学区域の指定について                   | - P 21 - |

### 日 程 第2

- ・諸般の報告
  - 教育部長
    - ・市議会2月定例会議会質疑応答要旨
- P 23 -

○その他

閉 会

次回教育委員会予定

(定例会) 令和7年4月22日(火) 午後2時(西館5階第2委員会室)

令和 7 年度 藤 枝 市 教 育 施 策 の 策 定 に つ い て

令和 7 年度 藤 枝 市 教 育 施 策 を 別 紙 の と お り 策 定 す る。

令和 7 年 3 月 2 7 日 提 出  
藤 枝 市 教 育 委 員 会  
教 育 長 中 村 禎

（ 提 案 理 由 ）

令和 7 年度の 藤 枝 市 教 育 委 員 会 の 指 針 と な る べ き 教 育 施 策 を 策 定 し た  
く 提 案 す る も の で す。

# 令和 7 年度 藤 枝 市 教 育 施 策 (案)

## 1 基 本 方 針

藤枝市教育委員会は、令和 4 年度に策定した「第 2 期藤枝市教育振興基本計画（教育大綱）」に基づき、「豊かな学びで 笑顔をつなぐ」を基本理念とし、次代を担う「人間力」を備えた人材を育成するため、教育環境の更なる充実を図り「家庭」「地域」「学校等」と連携して子どもの教育を進めます。

「第 2 期藤枝市教育振興基本計画（教育大綱）」は、将来を見据えた本市の持続可能な都市づくりに向けた「第 2 期ふじえだ健康都市創生総合戦略」（令和 2 年 3 月策定、現「藤枝市新総合戦略」）及び、本市の最上位計画である「第 6 次藤枝市総合計画」（令和 3 年 3 月策定）と連動、整合する位置付けとしています。市総合計画が基本理念として掲げる『“幸せになるまち” 藤枝づくり ～まち・自然・文化と共生 未来へ飛躍～』を基に、本市の目指す姿の実現に向けて特色ある教育施策の更なる深化と、新たな教育施策に挑戦し、全ての市民の幸せづくりに教育の面から貢献できるよう、「共生（協働）」「自立（自律）」「学びの環境づくり」を柱に 3 つの目標を掲げます。

- ・目標 1 互いを認め、思いやり、多様な主体が連携・協働する学びの充実
- ・目標 2 個が輝き、未来を切り拓く力を育む学びの充実
- ・目標 3 いつでも どこでも だれでも 学び、活躍できる環境づくり

また、本市は自治会などの学校教育に対する深い理解を背景に、地域が学校を支える意識が高く、地域コミュニティが活発に活動しています。こうした特長や強みを活かしながら「家庭」「地域」「学校等」がそれぞれの役割を明確にし、協働して「地域とともにある学校づくり」を推進するとともに、様々な施策を着実に推進し「学びの環境モデルふじえだ」を実現していきます。

## 2 主 要 施 策

### 【 教育政策課 】

#### (1) 第2期藤枝市教育振興基本計画（教育大綱）の進行管理と後期計画策定

「第2期藤枝市教育振興基本計画（教育大綱）」の基本理念『豊かな学びで 笑顔をつなぐ』を目指し、特色ある本市ならではの教育施策の更なる深化に向けて、外部有識者等で構成する「子ども未来応援会議」等の意見を参考として、新たな目標や課題を明確にする中で、計画に基づく教育施策・事業の進行管理を行います。

また、令和8年度から始まる同計画の後期計画を策定します。

#### (2) 小中一貫教育の推進

「第2期藤枝市小中一貫教育推進計画」に基づき、子どもたちが自ら未来を生き抜く力を身につけることができるよう、義務教育の9年間を連続した学びの期間として捉え、市内中学校区ごとに地域の特性を活かした小中一貫教育を推進します。さらに、幼稚園・保育園・こども園と小学校との連携を深めていきます。

併せて、コミュニティ・スクールにおいても、家庭・地域・学校が協働し、「地域とともにある学校づくり」を推進していきます。

#### (3) 小規模特認校制度の取組

地域の自然豊かな環境などの特色を生かした教育を実施できる小規模校を教育委員会が特認校に指定し、児童とその保護者がその学校への入学や転校を希望した場合に、特例で入学・転校を認めるものです。

本年度も、子どもの健やかな成長と学びの場としての環境の充実を図る目的で、中山間地の小学校3校（瀬戸谷・葉梨西北・朝比奈第一）を特認校として指定し、募集を実施します。本制度がより有効なものとなるよう、対象の児童だけでなく、受け入れ児童や保護者、学校、地域住民に対し更なる周知ときめ細かな対応をしていきます。

#### (4) 特別支援教育の体制強化

全中学校と小学校2校に設置されている、何らかの理由で自分が在籍する学級に入りにくさを感じている生徒の居場所となる「登校支援教室」を、本年度新たに小学校4校に設置し、個性を尊重し、誰ひとり取り残すことがないように、「登校支援教室指導員」が学習や相談対応など、教室復帰や社会的自立に向けた支援を行います。

また、特別支援学級を小学校14校、中学校9校に設置、通級指導教室を小学校5校に10教室、中学校1校に2教室を設置し、一人ひとりの特性に合わせた就学支援を進めます。さらに、就学支援の相談窓口の開設や、中学生のための支援教室「する

～ぱす」の全校設置など、よりきめ細やかでニーズに対応した特別支援教育の支援体制の構築を進めます。

加えて、きめ細やかで柔軟な支援のため、市内全小中学校に「特別支援教育支援員」を配置するほか、小学校低学年を中心に対応する「学校生活支援員」の配置、医療的ケアを必要とする児童生徒の安心安全のため看護師免許を有する支援員を「学校看護師」として配置するなど、支援の充実を図ります。

#### **(5) 児童生徒を支援するサポート体制**

特別支援教育支援員の全校配置、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の活用や、こども未来応援局等との連携強化により、非行、いじめ、不登校や発達の違い等様々な問題で悩む児童生徒及びその保護者への支援体制の充実を図ります。

また、市内の小中学校に在籍する外国人等児童生徒に対し、外国人等児童生徒適応指導員が学校を巡回し、学校生活への細やかな適応指導を行います。

#### **(6) 思いやる心など、豊かな人間性を培う教育活動**

思いやる心や感動する心などの豊かな感性と当たり前のことが当たり前にできる力を育むとともに、自らを律しつつ他人と協調し、共に学び共に生きる喜びを実感できるよう、ピア・サポート活動のさらなる充実を図り、児童生徒・教職員・地域・保護者が一体となって「子どもが安心して学べる学校づくり」を推進します。

#### **(7) 不登校対策の推進**

適応指導教室「藤の子教室」での指導体制をより整えたり、既に市内全中学校と小学校2校に設置されている登校支援教室を新たに小学校4校に設置したりすることをおして、不登校児童生徒や何らかの理由で教室に入りにくさを感じている児童生徒の居場所や学びを保障するとともに、不登校の未然防止に努めていきます。

#### **(8) スクールロイヤーの活用**

小中学校に通学する児童生徒が、学校生活における諸問題の中で、トラブルや困難な事態に陥るのを未然に防ぐことや、問題を早期に解決することを目的として、スクールロイヤーによる研修会の開催や、出前授業を実施し、併せて、学校からの相談に対する助言を行うことで、児童生徒や教職員の法的な側面からの正しい認識と理解を深め、児童生徒の成長と発達を支えています。

#### **(9) ふじえだ教師塾の充実と教育課題の研究**

「ふじえだ教師塾」の体制強化により、教職を志す人の養成や、市内小中学校に在

籍する若手・中堅教員育成の授業力・学級経営力の更なる向上を図ります。

また、教職員の研修等に教育指導相談員やスーパーティーチャー等を配置し、さらなる教員指導体制の充実を図るとともに、教職員一人ひとりが自己課題を持って、教育実践や研修に取り組む体制を整えます。

#### **(10) 複式学級への非常勤講師の配置**

葉梨西北小学校については、令和7年度の小学2、3年生の合計人数が12人となるため、2学年の子どもを1学級にする複式学級集団を形成することになります。

複式学級は、授業を進めるにあたり、どちらか1学年の授業を行っている間は、もう片方の学年が自習状態となり、授業内容の定着や進度に支障をきたす可能性があることから、教員免許を有する非常勤講師1名を複式学級に配置し、担任とのTTにより指導が可能な体制を整えます。

#### **(11) 確かな学力の育成**

確かな学力の向上のために、1人1台タブレット端末を活用し、基礎基本の確実な定着や応用力・活用力等の育成に努めます。また、関わり合いの中で学ぶ喜びを実感することを通して、将来にわたって子どもたちが新たな課題に創造的に取り組む力と意欲を育むため、「授業で人を育てる」という本市が伝統的に大事にしている教育理念を小中学校9年間で浸透させます。

さらに、支援員やALT、学校図書館司書などの人的配置の充実により、個に応じたきめ細やかな学習指導や学ぶ楽しさを実感できる授業づくりを支援するとともに、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりを推進することで、すべての子どもにとってわかりやすく学びやすい授業を目指します。

#### **(12) 本市独自のICT教育の推進**

国が推進するGIGAスクール構想も導入期から活用期に入り、主役である児童生徒たちがタブレット端末を主体的に活用していくことが求められている中で、日常的に発生する機器のトラブルや障害、ヘルプデスク、専門性の高い技術的支援など、即時に対応できる新たな支援センターを設置し、安心・安定したICT学習環境を提供することで、児童生徒・教職員のICTスキルの向上を図っていきます。

また、令和8年4月からの導入に向け、令和2年度に導入した児童生徒用タブレット端末を更新します。

#### **(13) 情報化社会における教育サポート**

1人1台タブレット端末の活用が進む中、コミュニケーションツールを使った児童

生徒に対する誹謗中傷や、いじめ・トラブルが社会問題となっています。これらの問題を未然に防止するため、1人1台タブレット端末には有害なサイトの閲覧をブロックするフィルタリング機能などの技術的な対策に加え、児童生徒及び保護者に情報モラル研修を行うことで、ネットの危険性や適正使用を啓発していきます。また、学校非公式サイトやプロフィールサイトについて、「学校ネットパトロール」で監視し、指導や対策が必要な事案は、データの削除依頼や学校を通じて指導を行います。

#### **(14) 英語教育の充実**

子どもたちが中学校卒業時に物怖じせず自然と英語で簡単な日常会話ができるように、ALT（英語指導助手）との授業を実施し、国際感覚にあふれた子どもの育成に力を注いでおります。小学校から中学校への接続を円滑にするために、同一中学校区の小学6年生と中学1年生に同じALTを配置し、小学3年生から中学3年生までのコミュニケーションを柱とした英語教育を実践します。

また、授業以外でもALTと交流する課外英語体験活動（Fujieda English Camp、Fujieda Conversation Club）を継続し、児童生徒の英語に対する興味や意欲を引き出すとともに、国際感覚の育成を図ります。

#### **(15) 幼保こ小連携の推進**

年長児から小学1年生の2年間の「架け橋期」に、幼稚園・保育園・こども園等と小学校のカリキュラムを一層密につなぐ「架け橋プログラム」に取り組みます。園と小学校との情報共有や職員同士の交流、こども同士の交流に加え、架け橋期のカリキュラムを園と小学校が共同して作成することで、より円滑な接続を目指します。

#### **(16) 科学教育の推進（ふじえだロボットアカデミー事業）**

未来を担う子どもたちに、身につけてほしい創造力や問題解決力を養成するため、大学や高校との連携によるロボットづくり等の体験を通して科学技術に興味・関心のある子どもを育成する「ふじえだロボットアカデミー事業」を実施します。ロボットづくりやプログラミング講座などを実施するとともに、ロボコン全国大会やプログラミング・コンテスト等への参加を目指すことで、児童生徒の論理的な思考力や判断力、表現力を養います。

#### **(17) 効率的な学校運営と効果的な学校施設管理**

学校事務マニュアルの整備や共同学校事務室の推進、デジタル校務の利活用等による事務処理の標準化を進めるなど、効率的な学校運営の実現を図っていきます。

また、施設マネジメント計画に基づき施設の長寿命化を図るため、校舎や屋内運動場等の躯体を健全に保つための防水改修工事や設備機器の更新を行い、学校施設の予

防保全・整備・安全点検を通して施設管理に努めます。そのほか、照明器具のLED化を推進し、電気使用量と温室効果ガスの削減を図り、原油高等により高騰する光熱費の縮減と地球環境に配慮した学校運営を進めます。

#### **(18) 空調設備整備の推進**

近年の気候変動に伴う、夏場の厳しい暑さから児童生徒を守る目的で、令和元年度には、1日の大半を過ごす普通教室への空調整備が完了し、令和2年度から特別教室の中でも利用頻度の高い理科・音楽室への設置を順次進め、令和5年度に整備が完了しました。さらなる「快適で安心して学習できる環境」の向上を目指し、学校体育館への空調設備の設置を進めます。本年度は、葉梨西北小、稲葉小、瀬戸谷小、朝比奈第一小、瀬戸谷中の5校への設置工事を行い、令和8年度の整備予定校の設計業務についても併せて実施します。

#### **(19) 学校トイレ環境改善の推進**

昭和年代に建設された学校施設は現代のライフスタイルやニーズに対応できておらず、中でもトイレの洋式化は喫緊の課題となっています。また、施設の老朽化も進んでいることから、明るく清潔で使いやすいトイレの環境改善を推進しています。令和5年度に整備が完了した小学校に引き続き、中学校の改修を進めており、本年度は藤枝中、西益津中、青島中の3校の環境改善工事を行い、令和8年度に改修を予定している4校の設計業務も併せて実施します。

#### **(20) 公共施設等脱炭素化推進事業**

学校施設の照明器具は、多くが建設当時から設置されている蛍光灯が使用され、経年によって照度低下を生じることがあり課題となっています。また、原油高によるエネルギー価格の高騰により光熱費が増えており、照明をLEDに改修することで、明るく見やすい学習環境を整備するとともに、光熱費の削減による財政負担の軽減や脱炭素化を推進しています。令和6年度には小学校のLED化が完了し、本年度は中学校の改修を実施します。

#### **(21) 教員の働き方改革の支援**

教員が授業に専念できる環境の整備と、教員自身の働き方の見直しの両面から業務改善を図り、学校教育の質の向上につなげます。本年度は、部活動の地域展開に向けた合同部活動を拡充し、基本的にすべての種目・学校において合同部活動に取り組むことで生徒の活躍の場を増やすとともに、教職員の負担軽減にもつなげていきます。また、小学校専科教員制や部活動指導員の配置を推進し、教員が子どもとしっかり向き合う時間の確保や教員自身のワークライフバランスの充実を目指します。

---

## 【 学校給食課 】

### （１）新学校給食センターの整備

西部及び北部学校給食センターの老朽化に伴い、アレルギー対応などの新たな機能を有する学校給食センターの整備を進めます。本年度は、建設用地造成工事の施工、建設関連工事及び厨房機器等購入に係る発注等を行います。

### （２）調理機器等の更新

調理機器類及び児童生徒用の給食食器等の更新・修繕を計画的に実施する中で、本年度は中部学校給食センターの真空冷却機、揚げ物機の更新及び空調設備の設置等を行います。

### （３）学校給食による食育の推進

児童生徒に栄養バランスのとれた給食を提供し、健康の保持増進、体位の向上を図るため、「必要な食事量を知る」などの食品ロス削減の観点も含めて、栄養教諭による給食時の学校訪問や授業時間を利用した食育指導を通じて、望ましい食習慣を身に付けるために必要な知識の習得など食育活動を推進します。

### （４）安全で安心な学校給食の提供

給食で使用する食材料について、生産地や食品添加物等の確認、必要に応じた検査などを実施し、安全で新鮮な食材を使用します。また、献立検討会の意見や学校給食物資分析表を参考に栄養バランスのとれたおいしい給食を提供します。また、食物アレルギーのある児童生徒に対応した「詳細な献立表(アレルギー表示)」を作成します。

### （５）学校給食地産地消及び食育の推進

学校給食の献立に地場産品や郷土料理を取り入れることで、地産地消の推進や健康的な食生活の実現を図るほか、生産者への感謝の心を育みます。そのために、ＪＡ大井川や農業振興課と連携し、直接搬入できる生産者の発掘や市内産食材の納入情報の共有・提供を行います。また、食育の一環として、給食センター見学会（児童・保護者対象）及び親子料理教室の開催を通じて、学校給食の取組みを積極的に発信します。

### （６）衛生管理の徹底

学校給食衛生管理基準に基づき、食品、調理・洗浄作業、施設設備の衛生管理の徹底を図るため、調理員・洗浄員等を対象に月２回の保菌検査の実施や感染症等を未然に防ぐための検査・消毒等を継続して実施します。また、調理員・洗浄員等の衛生管

理に対する意識向上を図るため、衛生管理研修を実施します。

#### **(7) 給食運營業務の見直し**

私会計で運営していた給食会計を公会計化し、一般会計に組み込むことで、安定的な学校給食の提供を図っています。今後、給食費の直接徴収（市⇒保護者）に向けて、他市の状況を踏まえ、システムの導入など研究検討を行います。

---

### **【生涯学習課】**

#### **(1) 藤枝市民大学の開講**

「生涯現役・生涯活躍のまち」そして「いつからでも学び、チャレンジできるまち」の実現に向け、幅広い世代の多様な学びのニーズに応えるとともに、地域社会・地域経済を担う人づくりを推進します。

#### **(2) 学びの場の創出**

「世代間を超えた学びの場」として、事前学習を経て、実際に職業体験を行い、世代間の垣根を越えて、学び・協力する職業体験型生涯学習講座を開催します。

#### **(3) 家庭教育支援と子育て出前講座の充実**

市内全小学校に開設する家庭教育学級における各種講座開催のほか、参観会や保護者会等の行事の機会を活用した子育て出前講座を開催します。また、近年のさまざまな情報機器の急速な普及に伴う、情報モラルを醸成する講座を開催します。

#### **(4) 学校・家庭・地域の連携による人材の活用**

地域の人材がボランティアとして、小中学校へ学習支援や体験活動の支援を行う「学校サポーターズクラブ」（地域と学校の連携・協働体制構築事業）の充実を図り、地域コミュニティの創出、地域の教育力の向上と教員の子どもに対するきめ細やかな指導時間の確保に繋がる体制づくりを推進します。

#### **(5) 学習機会の提供と人材の育成**

出前講座や地域で活躍する人材育成研修会の開催及び、生涯学習推進指導者名簿「それは、私です！」の整備を通して様々な学習機会を提供し、地域の住民の知識や技能を活かし、社会教育を推進する人材の育成に努めます。

#### **(6) 青少年の健全育成の推進**

家庭・地域・学校等が連携し「地域の子は地域で守り育てる」という基本理念のも

と、青少年健全育成活動や子ども会活動への支援とあわせ、本市の恵まれた豊かな自然環境の中で様々な活動を行うことで、「生きる力」と「愛郷心」を育む自然体験活動事業などに取り組みます。また、不登校・ニート・引きこもり合同相談会を開催し、社会生活を営む上で困難を有する青少年やその家族への支援につなげます。

#### **(7) 放課後子ども教室事業の推進**

全ての小学生を対象として、週末や放課後に地区交流センターや小学校において、地域ボランティア等の運営による「放課後子ども教室」事業を推進することで、子どもたちが学校生活から離れた放課後等に安全な居場所を確保します。

#### **(8) 青少年の被害・非行防止活動の推進**

青少年を犯罪被害や非行から守るため、青少年補導員を中心に地域や学校、警察等関係団体の協力を得て、夜間の街頭補導や青色回転灯装着車両による巡回、有害図書類の回収など、良好な環境の維持に努めます。

#### **(9) はたちの集いの開催**

二十歳という人生の大きな節目を、家族や友人、恩師等とともに祝い感謝を伝える式典を行います。また会場に集まった若者に、効率的かつ効果的に本市の将来像を直接伝え、本市の魅力や将来活躍できる場であることを示す機会となるよう努めます。

#### **(10) 科学教育に触れる機会の創出**

未来を担う子どもたちの創意工夫の精神や知的好奇心を刺激し、科学に関心を持つきっかけづくりとして、科学体感イベント「フジエダ☆サイエンスキッズラボ」をはじめ、JAXA科学教育プログラムを活用した「コズミックカレッジ」、静岡大学STEAM教育研究所と連携した「わくわく科学教室」、近隣市や近隣施設、近隣大学や市内高等学校等と連携した「藤枝市少年少女発明クラブ」を開催します。

---

### **【 図 書 課 】**

#### **(1) 図書館資料の収集・整理・保存**

情報拠点として、時代のさまざまなニーズに対応できる魅力ある図書館を目指し、資料の収集・整理・保存に努めます。

#### **(2) 身近で利用しやすい図書館サービスの提供**

駅南図書館、岡出山図書館、岡部図書館、地区交流センター図書室において、貸出・返却、本の相談、他の図書館との相互貸借など、身近で利用しやすい図書館サービス

の提供に努めます。また、県立図書館をはじめ学校図書館、大学図書館等とも連携して、サービスの充実を図ります。

### **(3) 電子図書館サービスの提供**

休館日や開館時間にとらわれず、インターネット経由で電子書籍を利用できる電子図書館サービスを提供することで、時間的、物理的な制約を解消した読書環境を提供し、利用者の利便性向上を図ります。

また、「聴く読書（オーディオブック）」により読書が困難な視覚障害者や高齢者に耳を通じて読書に親しむ機会を提供するとともに、「児童書読み放題パック」など子ども向けの電子書籍についても充実を図り、読書へのきっかけづくりにつなげます。

### **(4) 図書館利用者の拡大**

図書館利用者の拡大に向け、読書ボランティアと連携した催し物等を開催し、読書活動の啓発を行うとともに、発達に課題のある子どもたちを休館日に招く「そらいろ図書館」事業や、乳幼児連れの保護者にも気兼ねなく図書館を利用してもらうための「赤ちゃんタイム」事業を実施し、誰もが図書館を利用できる機会を創出するなど、図書館の利用促進に取り組みます。

### **(5) 静岡産業大学・静岡福祉大学との連携事業の推進**

静岡産業大学・静岡福祉大学と連携し、所蔵する資料の相互貸借や、大学が持つ資料や作品の市立図書館での展示を実施するとともに、そらいろ図書館などに学生の参加を促し、図書館事業の充実を図ります。

### **(6) 藤枝エコノミックガーデニング事業の支援**

駅南図書館におけるビジネス支援の拡大をめざし、産業振興部やB i V i 藤枝1階のエフドアと連携し、関連資料の充実やブックリストの作成、セミナー会場の提供などを行い、中小企業のチャレンジを活発化させる支援を推進します。

### **(7) 子ども読書活動の推進**

令和3年3月に策定した「子ども読書活動推進計画（第四次）」に基づき、すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるように、環境整備や読書機会の提供、読書活動の啓発等の各種事業を行います。

また、令和7年度をもって第四次計画が満了するため第五次計画の策定を行います。

- ① 読書っ子育成事業として、絵本を配送する幼稚園や保育所等の拡充に努めるとともに、絵本配送時に新着絵本リストを配布する等、新たな絵本と出会うきっかけづくりとして、情報提供を中心としたサポートを行います。

- ② 妊娠中の母親と父親を対象としたマタニティ・ブック事業、6か月児健やか相談時に実施するブックスタート事業を通じて、赤ちゃんが生まれる前から切れ目のない家庭での読書活動の普及を行います。
- ③ 夏休み期間中、専任の相談員が小学生を支援する調べ学習相談コーナーを設置するとともに、市内全小中学校に専任の学校図書館司書が配置されたことを受け、図書資料の貸出だけではなく、学校図書館の運営に対する実践的なサポートを行い、各校における読書環境の向上を図ります。
- ④ 18回を迎える「よむゾーくん大賞」に、より多くの児童・生徒に参加してもらえよう広報に努めるとともに、各学校や学校図書館司書と連携し、応募しやすい環境の整備に努めます。
- ⑤ 子ども読書活動の推進に求められている支援と「静岡県子ども読書アドバイザーの会@ふじえだ」のアドバイザー活動を結び付け、読み聞かせボランティア養成講座の開催など市内における読書環境の整備を図ります。

#### **（８）高齢者への読み聞かせ事業**

岡出山図書館と岡部図書館で「大人のためのおはなし会」を展開し、高齢者への読書活動の場を提供します。

#### **（９）歴史・街道文化に関する資料収集**

市内の歴史・街道文化の資料を積極的に収集し、岡部図書館を中心に、地域や関係団体と連携を深め、宿場町に関する展示などによる発信を積極的に行います。

#### **（１０）岡部地区昔話の紙芝居デジタル化**

岡部の地元おはなし会が作成したオリジナル紙芝居をデジタル化し、小学校や放課後児童クラブ等で上映するとともに、本市の動画ポータルサイトである「藤枝市公式YouTubeチャンネル」や「ふじえだ電子図書館」で配信し、より幅広く利用者に向け発信します。

また、この動画に字幕を入れることで、音声聞き取りづらい方や、音を出せない公共の場などにおいても動画を楽しめるよう、更なる利活用を図ります。

---

### **【 街道・文化課 】**

#### **（１）合唱活動の推進（子ども合唱アカデミー事業）**

小中学校では多くの学校が、「合唱活動」に積極的に取り組んでおり、合唱指導の専門家を学校に派遣し音楽教諭の指導技術の向上と、子供たちの合唱技術のレベルアップ

プを図るとともに、令和4年に連携協定を締結した東京混声合唱団と連携し、公募による小中学生や大人合唱団への直接指導と共演コンサートを行い、歌うことの楽しさや魅力を伝え、「合唱活動」を推進します。

## **(2) 音楽によるまちづくりの推進（若手音楽家育成・支援事業）**

令和6年に連携協定を締結したNPO法人アップルビネガー音楽支援機構と連携し、プロの音楽家による演奏や機材の使い方等の指導を行うほか、現在建設中の滞在型音楽制作スタジオを訪れる若手音楽家と市内の音楽愛好家の交流の場を創出することで、市内の音楽活動が活発となり、市民が身近に音楽に触れ親しむ環境づくりに努めます。

## **(3) 日本遺産をはじめとする歴史・街道文化の活用と発信**

「大旅籠柏屋」をはじめとする日本遺産構成文化財や地域の歴史文化などを活用した地域資源の磨き上げを図り、各種イベントなどを通じて広くその魅力に触れる機会を創出することで、郷土愛の醸成に繋がります。

---

## **【文化財課】**

### **(1) 文化財の保存と継承**

#### **①文化財の保存と活用**

国の指定文化財や登録文化財、県・市の指定文化財の保存と公開に努めます。なかでも、国指定史跡の志太郡衙跡、市指定史跡の田中城址をはじめ、東海道の松並木、明治宇津ノ谷隧道、鳴谷（しぎや）家の長屋門などの史跡や建造物については、来訪者が見学しやすいよう維持管理を行います。また、埋蔵文化財の保護や調査を通じて、郷土の歴史的文化遺産の保存と活用に努めます。

#### **②伝統文化の継承**

県指定無形民俗文化財である高根白山神社古代神楽、滝沢八坂神社の田遊び、朝比奈大龍勢など、先人から受け継がれてきた芸能や技術の保存活動への支援を行い、後世へ継承を図ります。

### **(2) 博物館・文学館等の管理運営**

#### **①郷土の歴史と文学の情報発信**

郷土の歴史・文学・芸術とふれ合い、学ぶための生涯学習の場として、博物館・文学館からさまざまな情報を発信します。資料の調査・収集・整理を通じて、郷土の歴史・文学の掘り起こしと保存をはかりつつ、さまざまなテーマの特別展・企画展の開催や、体験学習・教育普及活動の推進により、郷土の歴史文化に対する理解

や誇り・愛着の心を育てます。

## ②郷土ゆかりの博物館特別展の開催

郷土博物館では、大河ドラマ「べらぼう」放映で江戸の伝統文化に関心が高まることにちなみ、大河ドラマの主人公・蔦屋重三郎の業績や、高名な浮世絵師の浮世絵を紹介する蔦屋重三郎展や、親子で浮世絵の世界を楽しめる「浮世絵トリックアート展」を開催するほか、毎年恒例となっている懐かしい昭和展などを開催します。

## ③子育て世代向け児童文学展の開催

文学館では、子育て世代が絵本・児童書の原画・原稿を間近に見ながら、作品世界や作家の創作活動に触れることで本に親しみ、情操を豊かにする機会となる特別展を開催します。本年度は、『大ピンチずかん』が大ヒットし、注目されている浜松市出身の絵本作家・鈴木のりたけの県内初となる絵本原画展や、藤枝ゆかりの児童文学者・岡野薫子の作品世界を紹介する文学展などを開催します。

語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部  
を改正する規則

語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則（平成元年藤枝市教育委員会規則第 5 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 3 月 2 7 日  
藤 枝 市 教 育 委 員 会  
教 育 長    中   村    禎

（ 提 案 理 由 ）

刑法の一部改正に伴う改正のほか、JETプログラムにより任用した英語指導助手（ALT）の報酬について、現在の状況に見合った規定に改正したく提案するものです。

語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則  
語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則(平成元年教委規則第5号)  
の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

別表中「280,000」を「335,000」に、「300,000」を「345,000」に、「325,000」を「355,000」に、「330,000」を「360,000」に改める。

#### 附 則

この規則は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則 新旧対照表

| 改正前                                                                                                           |                                                    | 改正後                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(解雇)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 外国青年が禁固以上の刑に処せられたときは、当該外国青年は当然に解雇されたものとみなし、教育委員会は何らの給付を行わない。</p> |                                                    | <p>(解雇)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 外国青年が拘禁刑以上の刑に処せられたときは、当該外国青年は当然に解雇されたものとみなし、教育委員会は何らの給付を行わない。</p> |
| 別表 (第7条第1項関係)                                                                                                 |                                                    | 別表 (第7条第1項関係)                                                                                                  |
| 外国青年の通算の<br>従事期間区分                                                                                            | 職務内容の区分                                            | 報酬の月額                                                                                                          |
| 1年目                                                                                                           | 本市語学指導に係る専門的知識を必要とする業務に従事する職務                      | 280,000円                                                                                                       |
| 2年目                                                                                                           | 本市語学指導に係る専門的な知識及び経験が必要とし、困難な業務に従事する職務              | 300,000円                                                                                                       |
| 3年目                                                                                                           | 本市語学指導に係る専門的な知識及び相当の経験を必要とし、責任が重くかつ困難な業務に従事する職務    | 325,000円                                                                                                       |
| 4年目及び5年目                                                                                                      | 本市語学指導に係る専門的な知識及び十分な経験を必要とし、極めて責任が重くかつ困難な業務に従事する職務 | 330,000円                                                                                                       |
| 外国青年の通算の<br>従事期間区分                                                                                            | 職務内容の区分                                            | 報酬の月額                                                                                                          |
| 1年目                                                                                                           | 本市語学指導に係る専門的知識を必要とする業務に従事する職務                      | 335,000円                                                                                                       |
| 2年目                                                                                                           | 本市語学指導に係る専門的な知識及び経験が必要とし、困難な業務に従事する職務              | 345,000円                                                                                                       |
| 3年目                                                                                                           | 本市語学指導に係る専門的な知識及び相当の経験を必要とし、責任が重くかつ困難な業務に従事する職務    | 355,000円                                                                                                       |
| 4年目及び5年目                                                                                                      | 本市語学指導に係る専門的な知識及び十分な経験を必要とし、極めて責任が重くかつ困難な業務に従事する職務 | 360,000円                                                                                                       |

藤枝市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

藤枝市教育委員会事務局組織規則（昭和 60 年藤枝市教育委員会規則第 3 号）  
の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 3 月 2 7 日 提出  
藤 枝 市 教 育 委 員 会  
教 育 長 中 村 禎

（提案理由）

令和 7 年度行政組織機構（令和 7 年 4 月 1 日施行）の改編に伴い、図書管理係  
を廃止するため、藤枝市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する。

藤枝市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

藤枝市教育委員会事務局組織規則（昭和 60 年藤枝市教育委員会規則第 3 号）  
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「図書管理係」を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

藤枝市教育委員会事務局組織規則 新旧対照表

| 改正前                                                                                                                                                                                                                                              | 改正後                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(組織)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第17条第2項の規定により藤枝市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に次の部、課及び係を置く。</p> <p>教育部</p> <p>教育政策課 教育政策係、総務係、学校事務指導係、施設・営繕係、学校教育係</p> <p>学校給食課 管理係、新給食センター整備係</p> <p>生涯学習課 社会教育係、青少年係</p> <p>図書課 図書管理係</p> | <p>(組織)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第17条第2項の規定により藤枝市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に次の部、課及び係を置く。</p> <p>教育部</p> <p>教育政策課 教育政策係、総務係、学校事務指導係、施設・営繕係、学校教育係</p> <p>学校給食課 管理係、新給食センター整備係</p> <p>生涯学習課 社会教育係、青少年係</p> <p>図書課</p> |

藤枝市立小・中学校通学区域の指定について

藤枝市立小・中学校の通学区域について、藤枝市立小・中学校通学区域審議会の答申を受け、別紙のとおり指定することとする。

令和 7 年 3 月 2 7 日 提出  
藤 枝 市 教 育 委 員 会  
教 育 長      中 村      禎

(提案理由)

令和 7 年度の新たな特別支援学級の開設に伴い、特別支援学級の通学区域について見直しが必要となったため、藤枝市立小・中学校通学区域審議会の答申を受け、条例第 2 条の規定により、通学区域を変更するものである。

令和7年3月25日

藤枝市教育委員会  
教育長 中村 禎 様

藤枝市立小・中学校通学区域審議会  
会 長 工 藤 道 夫

藤枝市立小・中学校通学区域の一部変更について(答申)

令和7年2月5日付け第1号議案により諮問のあったことについて、審議した結果、下記のとおり通学区域を変更することが必要と認めます。

記

1 藤枝市の特別支援学級学区規定の一部変更

令和7年度、西益津中学校に自閉・情緒の新たな特別支援学級が開設されることに伴い、現在の特別支援学級の通学区域の見直しが必要となった。

本審議会では、特別支援学級の開設により、子どもや保護者に対するきめ細やかな支援につながり、よりよい教育環境の拡充といった面からも意義があることから、「藤枝市特別支援学級学区の一部を変更することは妥当である。」との方向性で一致し、これを答申する。

## 資料 1

### 市議会 2 月定例月議会 質疑応答要旨

令和 7 年 2 月定例月議会において、各議員より教育に関連する質問がありました。

#### ■代表質問

##### ○ 岡村好男 議員

##### 標題 1 新年度の施政方針について

##### (3) いじめ・不登校問題と豊かな教育環境の実現について

##### ① いじめと不登校の実態と対策について

##### 【質問】

○本市におけるいじめと不登校の実態と、その対策について伺う。

##### 【答弁：教育長】（教育政策課）

○全国的ないじめの認知件数が増加する中、本市も同様の傾向にある。

○本市では、昨年度 336 件のいじめの認知があった。内容は、ひやかしやからかいなどで、その原因は「自分を大切におもってもらえていない」など、何らかの不満やストレスを抱えていたものと考えられる。

○いじめ問題に対しては、ピア・サポート活動の充実やスクールロイヤーによる講習会等により、いじめの未然防止に努めている。

○あわせて、相談しやすい環境を整えることで、早期発見や早期対応につなげている。

○「子どもが安心して学べる学校づくり推進協議会」からの提言に基づく取組により、「いじめを許さない学校づくり」や「思いやり溢れる学校づくり」を進めている。

○本市において昨年度に不登校となった児童生徒数は 381 人であり、特に小学校での増加が見られる。

○要因としては、「不安」や「家庭環境」などが挙げられている。

○不登校対策として効果をあげている「登校支援教室」を、来年度は藤枝・葉梨・広幡・朝比奈第一の各小学校に新たに設置していく。

○養育環境が不登校の一因となっている児童生徒については、教育と福祉双方の視点から早期に対応していく。

○今後も、学校が全ての子どもたちにとって「安心して学べる環境」となるよう、よりきめ細かな支援体制の実現に向け、取り組んでいく。

##### 【再質問】

○本年度から高洲小、青島小でも開始した登校支援教室の、具体の効果、成果を伺う。

##### 【答弁：教育長】（教育政策課）

○1 月末現在、小学生の登校支援教室への登録は 22 名であり、これまで 6 名の児童

が教室復帰をしている。

- 登校支援教室を視察したところ、それぞれがスタイルに合った学習方法で学び、明るい表情であった。このように、エネルギーをためたこどものなかには、教室復帰をすることがあるものとする。
- 登校支援教室にこどもが通うことによる、保護者への効果もある。子どもが家から出て教室に行き始めたということで、安心したという保護者からのご感想もいただいている。

## ② 特別支援学級の学校別体制の状況と今後の取組について

### 【質問】

- 特別支援学級の知的学級・自閉情緒学級、肢体学級の学校別体制の状況と、今後の取組について伺う。

### 【答弁：教育長】（教育政策課）

- 特別支援学級は、1学級あたり8人以内という基準に基づき編成し、子どもたちは個に応じた支援や指導を受けながら学んでいる。
- 本年度、特別支援学級のうち知的学級は小学校14校に18学級を、また中学校9校に13学級を開設している。
- 自閉症・情緒学級は、小学校11校に16学級を、中学校5校に5学級を開設している。肢体不自由学級は、小学校1校に1学級を開設している。来年度は、自閉症・情緒学級を、新たに中学校2校に2学級を開設する予定である。
- それぞれの学校の特別支援学級には、本市独自で特別支援教育支援員を配置し、支援体制の充実を図っている。
- 本年度は県と協力し、藤枝小学校の特別支援学級の自閉症・情緒学級において、通常の編成基準である8人1学級を、4人1学級の2クラス編成として指導する体制の充実に向けた研究を行っている。
- 今後も、一人一人の特性に十分配慮した支援を進め、子どもが安心して学べる学校づくりを推進していく。

### 【再質問】

- 特別支援学級は、子どもにとっては無理なく、その子に適した環境で早期から学べるとは効果的である一方で、保護者にとっては素直に受け入れられない感情もあると思う。就学に当たっての学校側の指導と、保護者の納得という面で、どのような関係性を築いているか伺う。

### 【答弁：教育長】（教育政策課）

- 学校や園では、心理士などの専門家と連携し、それぞれの家庭やこどもへの相談体制、支援体制を整えている。

- 特別支援学級を見学したいという声があがった際は、実際に見ていただく。参加することで子どもの表情が明るくなったり、学習意欲が出てきたりすることを目の当たりにして、保護者の理解や納得が得られるケースも見られる。
- 丁寧な対応を積み重ねることで、学校と保護者の間の信頼関係が深まり、専門家が判断した就学先と保護者の意向が一致する割合も高くなる。

### ③ 部活動の地域移行に係る進展と課題について

#### 【質問】

- 部活動の地域移行における進展と課題について伺う。

#### 【答弁：教育長】（教育政策課）

- 少子化により部活動の規模が縮小する中、生徒が希望する種目に参加できないなどの事態を解消するため、本市では学校部活動の地域展開（文部科学省の呼称が「地域移行」から「地域展開」へ変更）への準備を進めている。
- 本年度は、近隣の複数の中学校が合同で実施する「エリア制」を野球・ソフトボールの2種目で導入し、さらに、市内の全ての中学校の生徒も参加できる「セントラル方式」を、女子サッカー・柔道・男子バレーの3種目で試行した。
- 参加している生徒へのアンケートでは、練習が楽しくなったなど、肯定的な回答が見られた。
- 本年8月からは、原則として全中学校の全種目で「エリア制」または「セントラル方式」による合同部活動に移行し、生徒が希望する種目に参加できる体制を整える。
- 部活動の地域展開に向けては、指導者の確保や練習会場・用具の確保、経費など、多くの検討すべき課題がある。
- 「地域部活動推進コーディネーター」を中心に、中学校と各種団体等との連携を図り、それぞれの代表者による「地域部活動在り方検討委員会」や、種目ごとの「地域部活動推進委員会」により、対応策等について協議を重ねている。
- 今後も、持続可能で子供たちの健やかな心身の発達に寄与する部活動の地域展開を着実に進めていく。

#### 【再質問】

- 部活動の地域展開を8月から全種目で実施することについて、例えば指導者の確保や、その報酬、事故対応など諸々の対策が整うのか、見切り発車のような感もある。一方でそのような手法もやむを得ないと思うが、地域展開をあと半年後に控えて、現在における課題について伺う。

#### 【答弁：教育部長】（教育政策課）

- 活動全般にあつては指導者確保や活動経費、練習にあつては会場や用具の確保、大会にあつては参加のあり方や主催者による大会運営方法の検討など、課題は十分認

識している。

- 「地域部活動推進委員会」での協議を重ね、部活動の地域展開後も活動内容を把握しながら課題の解消に努め、中学生が安心して部活動に取り組むことができる環境を整えていく。

## ○ 石井通春 議員

### 標題2 新学校給食センター事業費の増額について

#### 【質問】

- 令和4年5月に策定した新学校給食センター基本計画等で約50億円と見込まれていた総事業費は、令和7年度予算において78億7千万円が計上されている。想定額との乖離が大きいですが、どのように予算が組まれているか伺う。

#### 【答弁：教育部長】（学校給食課）

- 令和3年度の事業計画では、県内外の他市等の整備事業費を参考に、事業費は約50億円規模を想定した。
- 来年度の工事等の発注に向けて、「実施設計」を基に、労務費の上昇や資材費の高騰など市場の実勢を反映し、事業費を算出。また、フロン排出抑制法の改正に基づく空調設備に係る新たな規制対応経費など、建物本体以外の設備工事費等の上昇も加味して、関連工事費に60億2千万円、厨房機器等購入費に18億5千万円の債務負担限度額を設定した。
- 今後予定している北部・西部2センターの解体工事費を含め、概算事業費は概ね80億円程度を見込む。
- 大型厨房機器や食缶などの厨房備品は、既存の給食センターの機器等を再利用するなど、様々な視点に立ってコスト削減に取り組んでいく。
- あわせて合併推進債を有効活用し、財政負担の軽減を一層図っていく。
- 物価変動の先行きは不透明な状況だが、令和10年度の新学校給食センターの供用開始に向けて、堅実に進めていく。

#### 【再質問】

- 事業費の乖離の理由で挙げられた資材高騰等は、10年ほど前から言われていたことであり、見込みが甘かったのではないかと。合併推進債の利用のために、期限である令和5年までに着手すれば、有利な起債が使用できることから、先走ったのではないかと。

#### 【答弁：教育部長】（学校給食課）

- 事業費の算定にあたっては、基本構想、基本計画、基本設計、実施設計の各段階を進める中で、精度を高めていくものである。

- 建築工事については、必要な部材等を確定したうえで、金額の積み上げを詳細に行う。
- 基本計画の際には、具体的な部材等が決まっておらず、他の事業を参考にしたが、単価の適切な設定が困難であり、また、労務単価などの価格変動が発生したことから、差異が生じたものとする。

#### 【要望・再々質問】

- 労務資材の大きな価格変動は、わかりきっていることである。今後入札の際には競争原理が生じて、事業費はより圧縮するものと思うが、金額の圧縮について努力していただきたい。
- 巨大事業については基本計画や構想の段階から、市職員が入って行うべきだと思いが考えを伺う。

#### 【答弁：教育部長】（学校給食課）

- 計画策定への職員の関わりについては、厨房機器の配置や調理工程をはじめとした専門性が高いものが多いため、民間事業者の知識を活用し、共同で進めていくものとする。
- 現場職員や保護者などを交え、事業の節目で検証、反映していくことは、担当職員の大きな役目であるとする。

---

### ■一般質問

#### ○ 遠藤久仁雄 議員

##### 標題 2 幼保こ小連携の「架け橋プログラム」について

##### (1) 幼保こ小連携の取組状況について

##### (5) 幼保こ小連携に係る保護者や地域の協力について

#### 【質問】

- 既に幼稚園、保育所、こども園、小学校が連携して体制づくりを始めているが、これまでにどのような取組が行われているのか伺う。
- 担当する教員や職員、行政の努力はもとより、保護者や地域の協力無くして成果は得られないであろうが意見を伺う。

#### 【答弁：市長】（こども課）

- 次代を担うこども達は、市民共有の財産であり、教育の充実は何より重要であると考えている。
- 義務教育開始前後となる5歳児から小学1年生の2年間は、「架け橋期」と呼ばれ、生涯にわたる生活や学びの基盤をつくるために、大変重要な時期である。
- 幼稚園や保育園、認定こども園から小学校に移行する際の「生活や学び」の環境の

変化によって、こども達が抱く様々な不安に起因する問題、いわゆる「小1プロブレム」を解消することは必要不可欠であると考えている。

- 本市では、この幼児教育と小学校教育における学びの連続性やこどもの発達に合わせた支援の充実に向け、児童福祉部局と教育部が連携し、幼稚園や保育園、こども園、そして小学校の先生方を中心に、手引書となる「ふじえだ かけはし BOOK」を現在作成しており、これを基に、来年度は小学校区ごとに独自の「カリキュラム」を作成していく。
- この取組を円滑に進めるために、来年度は園と学校を繋ぐため、教員経験者をコーディネーターとして、新たに「こども課」に配置し、この「架け橋期」の指導・支援の充実を図っていく。
- 各園、各小学校の先生方やこども達の連携や交流が深まる一方で、架け橋期のこどもの成長には、保護者の皆様をはじめ、地域のご理解やご協力も必要不可欠である。
- 「学校運営協議会制度」など、こども達に関わる全ての大人たちが共に協力し、この時期のこどもの学びや育ちについて一緒に考える場づくりに取り組んでいく。

#### 【再質問】

- 『ふじえだ かけはし BOOK』の完成時期について伺う。

#### 【答弁：こども未来応援局長】（こども課）

- 完成時期は、本年3月末を予定している。
- 来年度になったら、各園や各小学校に配布するとともに、全体研修会を開催するなど周知に努めていく。

#### 【再質問】

- 「学校」とは、地域の学校であり、地域で一人一人の大切な子どもたちを育てようという考えが重要であると考えているが、本市の見解を伺う。

#### 【答弁：教育部長】（教育政策課）

- 地域ぐるみで子どもたちを育てることが、非常に重要と認識している。
- 本市では、家庭・地域・学校等が連携・協働して子どもたちの学びを支援する「学校運営協議会」を、中学校区ごとに立ち上げている。
- 地域によっては幼稚園等の関係者も参画し、育てたい子ども像を地域で共有している。
- その実現に向け、地域住民は小中学校の授業等に協力したり、小中学生は地域の一翼を担う一員として、防災訓練をはじめとした地域行事に参加したりしている。
- 地域とともに子どもたち一人一人の健やかな成長を支援する環境づくりに努めている。

**【再質問】**

○この取組は、保護者の協力がないと成功しないと思っている。保護者と教員が同じベクトルを向いているが、ややすると理解の食い違いがあり、こどもに悪影響を及ぼすことがある。大切なのは共通意識をもち、こどもの成長にいかに関わることだと思うが、考えを伺う。

**【答弁：教育長】（教育政策課）**

- 社会の変化のなか、若い保護者の皆さんにあっては、子育ての困難さ、悩みを抱える方は少なくない。
- 小学校の接続期には、特に保護者と教員との連携・協力が必要不可欠である。
- 教員と保護者が、「こどもの幸せ」を真ん中に置き、学校や家庭でのちいさな成長についてともに喜び合い、悩みごとや日常の困りごとなどを率直に相談し合う、共有することができる信頼関係が何よりも大切であると考えている。

**(2) 「１０の姿」に対する「幼保こ」の取組と小学校の状況について**

**【質問】**

○文部科学省が紹介している「１０の姿」について、幼稚園・保育所・こども園の取組と、これを受け止める側の小学校の状況について伺う。

**【答弁：こども未来応援局長】（こども課）**

- 「１０の姿」は、幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の具体的な姿であり、幼稚園や保育園、こども園では、遊びの中で、こどもにどのような資質や能力が育っているのかなど、その子なりの育ちを読み取るために、こどもの姿や発する言葉をこの「１０の姿」にあてはめ、各施設において職員同士で共有し、成長を確認する取組を日常的に重ねている。
- 小学校就学時には、こどもの卒園までの記録として、１０の姿の視点から、そのこどもの成長過程を記録した要録を小学校と共有している。
- 小学校においては、入学時には、どの子にとっても安心な環境でスタートできるよう、入学予定のこども達の育ちを事前に把握するなど、園との丁寧な情報交換を行っている。
- 公開保育や運動会等の行事への教員の参加や交流により、「１０の姿」への理解を深める学校もある。

**【再質問】**

○「１０の姿」は、あくまで小学校入学前に育って欲しいこどもの資質能力であり、全体的な成長の目標ではあるが、これに縛られることはないと考えてよいか伺う。

**【答弁：こども未来応援局長】（こども課）**

○「幼児期の終わりまでに育って欲しい１０の姿」は、小学校入学前までに育みたい

資質や能力を「10の視点」から具体的な姿として表したものであり、これに対して、縛られるというのではなく、個別に指導や評価がされるというものではないと認識している。

- 各園や小学校の先生方が、この「10の姿」を手掛かりに、お互いの幼児教育や小学校教育への理解を深めることが、何よりも重要であると考えている。

### (3) 「架け橋期のこども達の成長と適応の重要性と、問題点について

#### 【質問】

- 「架け橋プログラム」の連携推進が注目されるようになったのは、子育てに関わる機関が、特にこの時期の子どもの成長と適応の重要性を高く評価したことによるからではないか。そしてその一方では、同時に問題が生じているからではないかと考えるが見解を伺う。

#### 【答弁：こども未来応援局長】（こども課）

- 架け橋期は、これまでの遊びや経験を通して学びの芽生えを培ういわゆる幼児教育から、教材を通した各教科の授業を中心とした学校教育へと移っていく時期である。
- こども達は、この学びや生活の変化に対し、精神的にも動揺し不安を感じる時期ではあるが、こうした不安を乗り越えて成長していくためには、この幼児教育と学校教育の円滑な接続が欠かせない。
- 幼稚園や保育園、こども園、そして小学校の先生方が互いに保育や教育内容を理解したり、園児と小学生が交流したりすることが重要であると考えている。
- 個別の園と小学校とで合同の研修会やこども同士の交流活動が実施されているが、小学校区内の全ての園が一同に参加するような取組は行われていない。
- 架け橋期における教育の重要性に鑑みれば、全市的に幼児教育と小学校教育の組織的かつ計画的な連携から接続への必要性が課題であると捉えている。

#### 【再質問】

- 小学校の校区ごとの交流が理想的だと考えるうえで、課題について伺う。

#### 【答弁：こども未来応援局長】（こども課）

- 課題としては、小学校区によっては、園の施設数や施設規模の大小等がある中で、幼児教育と小学校教育の1日の時間の流れの違いや地理的なこともあり、職員同士の連携やこども同士の交流の確保が難しいことが考えられる。
- 園に通うこどもが、違う小学校に就学することもあり、就学先との交流といったことも課題の一つであると考えている。

### (4) こども達の成長の上で本市が配慮する事項について

#### 【質問】

どちらの職員も、人手不足の中での対応になりそうで危惧する。余裕のない中での取組になると思われるが、本事業の成果と何より子どもたちの成長を期待したい。行政側として、配慮する事項について伺う。

**【答弁：こども未来応援局長】（こども課）**

- 架け橋プログラムの推進にあたっては、各園や校長会を通じた周知により、その必要性について共有認識をいただいている。
- 架け橋期の円滑な接続にあたっては、各園や小学校に助言できる体制が必要であり、来年度から、コーディネーターを新たにこども課に配置し、園や小学校を巡回し、カリキュラム作成における助言や相談に対応するなど、サポートしていく。

**【再質問】**

- 小学校においては、生活科の時間を多く確保するなど、これまでとは違ったカリキュラム編成が必要になるのかもしれない。その中で、子どもが新しい学びに出会い、喜びや成長を感じられるような、子どもたちにとって楽しい小学校にしていきたいが、考えを伺う。

**【答弁：教育長】（教育政策課）**

- 幼児教育からあがってくる子どもたちを受け入れる側の小学校教育がどうあるべきか、大事だと思っている。
- 幼児教育から小学校教育へ渡っていく際の窓口となるような、生活科の重要性は認識している。年間の授業時数は決まっているものの、一年の中で時期的に時数の軽重をつけて行うことは学校の意向でできるので、そのような取組は重要である。
- 今後、小学校区のなかで幼児教育と小学校教育の具体的な教育活動の中身を付け合わせ、一覧表を作る作業がある。ここにコーディネーターの助言等が必要となる。
- 受け入れ側の小学校の先生方としても、一覧表等により学びのつながりを認識し、小学校教育にあたっていき、共通認識や、方向性を揃えることに役立つ。
- これにより、子どもたちが安心して楽しく学べる小学校になるのではないかと思う。

---

**○ 植田裕明 議員**

**標題2 2025年問題と、これからの高齢者施策について**

**(2) 団塊世代の人に学ぶについて**

**【質問】**

- 地区交流センターの講座や市民大学等で、団塊の世代の方々から、経験を活かした経済活性化について学んでみてはいかがか伺う。

**【答弁：教育部長】（教育政策課）**

- 豊かな経験や知識を有し、各地区交流センターなどで開催する各種講座の講師の

方々を生涯学習推進指導者名簿「それは、私です」に登録し、各種団体へ講師として紹介するなど、活躍の場を創出してきた。

○戦後の高度経済成長を支え、貴重な体験を有している団塊の世代の方々をはじめとした人材の、指導者名簿への登録を促し、あわせて広報やホームページなどを活用し、人材の周知を図っていく。

○藤枝市民大学や各地区交流センターの講座など、様々な場において、人材を活用し、経済の活性化という一面にとどまらず、これからの社会をより豊かにするよう、市民の需要に応じた多様な学びを提供していく。

## ○ 山本信行 議員

### 標題2 不登校等誰一人取り残さない支援について

(1) 不登校児童生徒を誰一人取り残さない重層的な支援について

(2) 困難を抱える子どもの居場所について

#### 【質問】

○一人一人多様な状態にある不登校児童生徒を、誰一人取り残さないための重層的な支援について伺う。

○不登校の子どもを含む、困難を抱える子どもの居場所について本市の現状を伺う。

#### 【答弁：市長】（教育政策課）

○不登校の児童生徒は、全国的な傾向と同様に、本市も増加傾向にある。

○一人一人の子どもたちに寄り添った支援が、何よりも重要である。これまでも教育と福祉が連携した、重層的な支援体制を整えてきた。

○学校現場には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーといった、子どもたちの心に寄り添う専門家を配置してきた。

○一人一人の発達の状態に合わせた通級指導教室や特別支援教室を設置したり、居場所づくりとして適応指導教室「藤の子教室」や登校支援教室を開設したりしてきた。

○本年度はNPO法人や事業所と連携し、家庭や学校、社会になじめない子ども・若者を対象とした「ふじてら」や、発達に課題があるなどの理由で不登校になっている児童生徒を対象とした「遊笑舎」などの居場所も開設している。

○来年度は、不登校の子どもの低年齢化をふまえ、新たに小学校4校にも登校支援教室を開設する。

○今後も、子どもや保護者に寄り添い、個々のニーズにあった学びの機会や、安心できる環境を確保するなど、きめ細かな支援を行っていく。

#### 【再質問】

○来年度、新たに小学校4校に登校支援教室を開設される狙いを改めて伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

- 不登校の子どもたちは、全国的に低年齢化の傾向にある。
- 本市においても、令和元年度以降、小学校における不登校の子どもたちの数は増加を続けており、その増加の割合は、中学生を上回っている。
- 小学校2校に先行して導入し、効果をあげている登校支援教室を、新たに設置し、学校に行きにくかったり、登校はできるが学級へ足が向かなかったりする子どもに対する居場所を作り、学びの保障をする。

(3) メタバース空間などICTを活用した不登校児童生徒の居場所づくりについて

【質問】

- 国の不登校対策「COCOLOプラン」にある「誰一人取り残されない学びの保障」という視点から考えられた、不登校児童生徒支援事業は大変重要で、メタバース空間を活用して不登校児童生徒の居場所づくりに取り組む事例もある。このようなICT活用について見解を伺う。

【答弁：教育長】（教育政策課）

- 文部科学省による不登校対策「COCOLOプラン」では、不登校の子どもたちに対し、多様な学びの場や居場所の確保も取組のひとつとして挙げられている。
- 県教育委員会で「しずおかバーチャルスクール」を試行している。不登校や病気等で長期欠席している児童生徒が、オンラインでの交流・学習・体験を通して、学ぶ喜びや人とのつながりを実感し、社会的自立を目指すことを目的としており、来年度からの本格運用を目指す。
- 本市からは現在10人が参加している。県と連携し、その効果を検証するとともに、この居場所づくりの施策が有効である児童生徒には、積極的に奨励していく。
- 今後も、一人一人のこどもに合った学びの保障について、ICTの活用も含めて確保していく。

【再質問】

- 「しずおかバーチャルスクール」の効果について、どのように評価しているか伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

- 試行している段階であり、効果については現時点では県から何も示されていない。
- バーチャルスクールには、交流や学習、体験ができる仕組みがある。家から出ることができないなど、他との関わり合いが必要である子どもにとっては、外とつながるきっかけとなるため、価値があると考えている。

(4) SOSをキャッチするアプリの導入について

【質問】

○大阪府八尾市では、子どもからのＳＯＳをキャッチするアプリを導入し、市長部局が統括し、臨床心理士等がいじめなどを含む様々な相談を聞く体制が取られている。本市も導入すべきと考えるが見解を伺う。

**【答弁：こども未来応援局長】（こども・若者支援課）**

○学校現場での教員によるスクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーなどと連携した相談体制に加え、市長部局においてもこども・若者支援課に教員を配置し福祉専門職と連携した相談を整え、学と福祉の双方が連携した丁寧な相談支援に努めている。

○提案のアプリは匿名であることから、子どもたちが抱える悩みに寄り添った支援につながりにくいという課題もあるため、教育委員会と福祉が連携し、より効果的に「ＳＯＳ」の早期発見・早期支援につながる「デジタルツール」を検討していく。

**【再質問】**

○デジタルツールについて、どのようなものを想定しているか伺う。

**【答弁：こども未来応援局長】（こども・若者支援課）**

○児童生徒の「小さなＳＯＳ」や「メンタルヘルスの悪化」などをいち早く察知し、問題が表面化する前から積極的に支援することで未然防止につながることで、効果として最も重要と考える。

○現在、国では一人一台端末を活用した「心や体調の変化」を観察するデジタルツールを推奨し、一定の効果もあると言われている。

○今後、教育委員会と連携し、議員ご提案のアプリも含め、まずは、そのデジタルツールの効果等を精査し、導入の検討を行う。

○学校以外にも気兼ねなく児童生徒が相談できる場所もアプリ以外にもあることから、その周知方法等についても、教育委員会と調整していく。

**(5) 不登校児童生徒の保護者に対する適切な情報提供について**

**(6) 不登校児童生徒やそのご家族に元当事者等の声を伝える取組について**

**【質問】**

○全ての不登校の子を持つ保護者に対し、家族交流や講演会等、様々な情報を適切に提供すべきだと思うが、見解を伺う。

○今現在、悩んでいる当事者やそのご家族に、個人情報保護しつつ元当事者やその家族の声を伝える取組も進めていくべきと考えるが、見解を伺う。

**【答弁：教育長】（教育政策課）**

○不登校児童生徒への居場所などの情報提供は、気持ちに寄り添い、また不登校の改善の一助になる。

○適応指導教室「藤の子教室」には、毎年不登校の児童生徒やその保護者から約５０

0件の相談がある。教室に常駐している指導員は丁寧に相談に応じるとともに、必要に応じて不登校に関する情報を提供している。

○相談の中には、中学卒業後の進路に対する不安や相談事も多い。

○不登校の生徒や保護者を対象とした進路学習会や相談会を年間数回開催しており、多くの生徒や保護者が参加している。

○進路学習会には、本市から通学可能な範囲の約20校の高校や専修学校等の教員が参加し、進路に関わる具体的な情報を提供している。

○学習会では、小・中学校時代に不登校を経験した高校生やその保護者が自らの体験を語る時間があり、参加者からは「勇気をもらった。」「今は子どもを信じて見守りたい。」などの感想が寄せられている。

○今後も、適切に情報提供を行い、あわせて不登校経験のある子どもたちや、そのご家族の声を伝えることで、現在不登校に悩んでいる子どもたちの、新たな一歩の歩み出しにつなげていく。

#### 【再質問】

○「藤の子教室」で相談を受けた後の対応について伺う。

#### 【答弁：教育部長】（教育政策課）

○相談を受けた指導員は、内容に応じて、藤の子教室に週1日在席する臨床心理士や、教育委員会との間で、情報を共有し、その後の対応を考えていく。

○ケースによっては、学校とも情報を共有したうえで、スクールカウンセラーなど専門職の意見も取り入れながら、対応している。

#### 【再質問】

○進路学習会について、規模や内容を詳しく伺う。

#### 【答弁：教育部長】（教育政策課）

○進路学習会は毎年1回、6月頃に実施している。

○子どもたちにとって非常に重要な進路決定に係る、貴重な情報を共有できる場であり、毎年150名ほどの生徒や保護者が参加している。

○それぞれの学校の特色をはじめ、通う生徒の様子や授業の内容などを、会場に学校毎のブースを設け、紹介している。

○不登校を経験した高校生や保護者からは、不登校になった経緯やそのときの思い、そこから現在に至るまでのことなどを、お話しいただいている。

#### 【再質問】

○当事者以外であっても、関係者などで進路相談会に参加したいという方もいるのではないかと。そのような方も参加できるか伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

○事前に連絡いただければ、ご参加いただける。

## ○ 川島美希子 議員

### 標題2 おいしく安全な子供が喜ぶ給食について

#### (1) 食品の物価高騰による学校給食への影響について

##### 【質問】

○食品の物価高騰による影響として食材の仕入れ状況、給食の量と質に差が生じたのか伺う。

##### 【答弁：教育部長】（学校給食課）

○昨今の米価格の上昇など食材の価格高騰も長期化しており、学校給食にも大きな影響が出ている。

○保護者の負担を増やすことなく十分な給食を提供できるよう、食材購入の支援費を増額計上した。

○毎月の食材価格の見積りにより食材を仕入れ、給食の質を下げることなく献立を工夫し、給食の提供を行っている。

○物価情勢や食材価格の動向等を注視し、おいしい給食を提供していく。

##### 【再質問】

○昨年度は、物価高騰によるメニューの悩みがあったと栄養教諭から聞いている。来年度の給食費支援の拡大で、子どもたちが楽しみにするメニューの提供が可能か伺う。

##### 【答弁：教育部長】（教育政策課）

○来年度は、引き続き保護者の負担を増やすことなく、食材高騰分に対応する給食費支援の拡大により安定的な学校給食の提供と充実を図る。

○デザートについては、栄養バランスの関係から、主食とともにかかる副食費との調整を図りながら、できる限り時節に応じてデザートの提供を行っていく。

○他の給食食材を含めた物価高騰が続き、学校給食は厳しい状況であるが、こどもたちの希望に添えるよう努めていく。

#### (2) 小中学校の給食の残食量の現状について

##### 【質問】

小中学校の給食の残食の調べ方とその数量について伺う。

##### 【答弁：教育部長】（学校給食課）

○毎年6月と11月に各5日間、全小中学校を対象に「主食」「副食」「牛乳」に分け、

ビニール袋等で回収を行い、学校ごとに残食を計量している。

○昨年11月調査による小中学校全体の一人当たりの残食量は、主食等合わせて約38グラム、年間換算で約7キログラムであった。

○全国調査による一人当たりの残食量は、本市とほぼ同程度の年間7.1キログラムと推計されている。

**【再質問】**

○主食の残食量の数が多いのか伺う。

**【答弁：教育部長】（教育政策課）**

○小中学校ともに、副食に比べ、主食の残食量の方が多い。

**【再質問】**

○カレーは残食量が少ないと聞いているが、カレーはどの程度提供されているのか。  
また、カレーの提供を増やした場合、仕入れ金額への影響について伺う。

**【答弁：教育部長】（教育政策課）**

○カレーは月1回程度提供している。カレーにすることによる食材費への影響については、細かい情報が手元にない。

**【再質問】**

○麺類など、残食を減らすことができるメニューに切り替えることは可能か伺う。

**【答弁：教育部長】（教育政策課）**

○カレーの提供を増やすことは難しいが、例えばドライカレーなど「カレー味の何か」を増やせるよう、現在検討している。

**(3) 学校現場での給食の残食に関する児童生徒への指導について**

**【質問】**

○学校現場で残食を減らす工夫をどのようにしているか伺う。あわせて、教員は児童生徒にどのように指導しているのか伺う。

**【答弁：教育長】（教育政策課）**

○子どもたちの健全な発達のため、必要な栄養素をバランスよくとれるよう、学校給食実施基準に沿って献立が作られている。

○本市では、小学5年生及び中学2年生を対象に毎年アンケートを実施。

○本年度の調査では、給食を残す理由について、各学年とも「嫌いなものが多いから」との回答が多いことから、栄養教諭などが授業や給食時間を利用し、「好き嫌いなく食べよう」「食事をバランスよく食べよう」などをテーマに、食育活動等を通じて継続的な指導を行っている。

- 望ましい栄養や食事の摂り方を理解し、自ら管理する能力を身につけることや、環境や食品ロスの視点も含め、作る人への感謝の気持ちや食べ物を大事にする心を育むことなどを目指し指導している。
- 食べることが子どもにとってストレスとならないよう配慮しながら、本人の意志により自由に配食量を加減するなど、行き過ぎた指導とならないよう、残食を減らすことに努めている。

**【再質問】**

- 米飯の配食について、どのように行っているか伺う。

**【答弁：教育部長】（教育政策課）**

- 児童生徒の自由意志により、個々人で量を調整して米飯を配食している。そのため、一人一人に均等に、必要な量が配食されていないという実態がある。
- まずは自分の体の成長に必要な配食量を知ることが大事であることから、必要な量が具体的にわかる写真などを作成し、示すことで、学校での食育指導を通じて食べることの大切さを学ぶことにつなげていく。

**(5) 給食センターの調理室及び給食配膳室への空調設備の設置について**

**【質問】**

- 衛生上望ましいという観点から、給食センターの調理室と学校の給食配膳室の空調設備の状況を伺う。

**【答弁：教育部長】（学校給食課・教育政策課）**

- これまでは3センターともにレンタルエアコンを設置。
- 中部学校給食センターの調理場には、来年度空調設備の導入を計画しており、2学期の給食調理業務開始から稼働を予定している。
- 残り2センターは、引き続き、レンタルエアコンの設置を予定しているが、冷房効果を高めるため、夏場における日差し防止対策なども検討している。
- 各学校の給食配膳室については、学校との協議により順次空調設備を設置しており、これまで10校に設置を完了している。
- 空調設備のない学校においても、給食センターから配送される牛乳や献立品の保管には保冷库やスポットクーラーを活用し、衛生管理には十分注意している。

**【再質問】**

- 調理機器の更新状況について伺う。

**【答弁：教育部長】（学校給食課）**

- 調理機器の更新については、来年度、中部学校給食センターにおいて真空冷却器及び揚げ物機を更新する予定である。

○今後も機器の状態を確認し、給食の鮮度を見極めながら必要な対応をしていく。

**【再質問】**

○北部・西部給食センターにエアコンを設置できないか伺う。

**【答弁：教育部長】（学校給食課）**

○西部、北部給食センターは非常に古い建物であり、調理場のスペースが中部給食センターに比べて狭い。レンタルエアコンは大きく、動線を考えると配置は難しい。

**【再質問】**

○エアコン以外に、職員が涼を取れる方法はないか伺う。

**【答弁：教育部長】（学校給食課）**

○アイスベストなど、体を冷やせるものを現場と相談しながら導入を検討する。

**(6) 新学校給食センターの調理員など人員確保の計画について**

**【質問】**

○新給食センターにおいて、調理や衛生の基礎知識を有する正規職員の調理員などの人員確保計画について伺う。

**【答弁：教育部長】（学校給食課）**

○食材の検収からはじまり、野菜等の洗浄や皮むきなどの下処理、主菜・副菜・汁物の調理、出来上がった給食をクラス毎の食缶に配食するまでの一連の調理作業を、給食配膳時間に合わせて実施。

○給食終了後は食器等の洗浄・消毒、調理場内の清掃・消毒などを行っており、多くの職員がチームワークよく作業を行うことが必要となる。

○新学校給食センターでは、職員の動線なども考慮しながら必要人数を精査している。

○正規職員及び会計年度任用職員の配置も含め、供用開始に向けて万全な体制づくりを進めていく。

---

**○ 山川智己 議員**

**標題 2 藤枝市の伝説・童話について**

**(1) 教育現場における伝説や童話に関する取組や課題について**

**【質問】**

○教育の現場における伝説や童話に関する取組や課題等について伺う。

**【答弁：教育長】（教育政策課）**

○本市では、伝説・童話も掲載した社会科資料集を作成し、授業に活用している。

○小学3、4年生の資料集「わたしたちのまち藤枝」には、「大蛇に恋をしたお姫様」

や「狐にもらった傷薬」などの昔話を掲載している。

○「鬼岩寺の鬼かき石」の写真なども紹介している。

○社会科や総合的な学習の時間などにおいて、児童が自ら郷土のことを調べる学習などの際に活用している。

○学校図書館の中には、郷土史などを扱うコーナーや、本市の昔話の絵本を配架する「昔話コーナー」などを設置している学校もある。

○市ホームページには「藤枝の伝説・昔話」を掲載しており、いつでも関心に応えられる環境となっていることから、特段、学校現場や子どもたちからは課題となるような声は聞こえてこない。

○こどもたちは、市内の伝説に触れることで、郷土の歴史に興味や関心を高め、郷土愛を醸成していると考ええる。

○今後も、社会科資料集や学校図書館の活用により、子どもたちが伝説や昔話などに触れる環境や機会を提供していく。

#### 【再質問】

○こどもたちが伝説や童話により簡単に触れ合えるよう、タブレットが活用できないか伺う。

#### 【答弁：教育部長】（教育政策課）

○伝説や童話を子どもたちにより身近に感じてもらうため、「タブレット」の活用、いわゆる「ICT」の活用は大変有効であると考ええる。

○現在でも多くの課から、その活用について要望が挙がっている。

○タブレットの本来の役割である「個別最適な学び」などに影響を与えない範囲で、子どもたちにとって「本当に必要なもの」や「活用頻度」などを考慮し、活用方法を研究していく。

#### 【答弁：教育長】（教育政策課）

○先日、昔話を掘り起こして伝承する会の朗読劇を拝見し、非常によいものだった。

○昔話は、文字で読むだけでなく、耳で聴き、さらには目の前で上演されることもよい。ICTを活用するだけでなく、人から聞く形が望ましいと考える。

### (2) 伝説や童話に関する図書の再製本やデジタル化について

### (3) 伝説や童話を後世に伝えるための市が担う役割・考え方について

#### 【質問】

○伝説や童話に関する図書には古く貴重な文献のため帯出が禁止されているものがあるが、再製本やデジタル化等の取扱いについて伺う。

○本市の歴史のひとつでもある伝説や童話を後世につなげるために、本市が今後担うべき役割や考えについて伺う。

**【答弁：市長】（文化財課）**

- 伝説などの昔話は、古文書等の記録で裏付けられた歴史的事実に対して、その土地にまつわるものなどが、口伝えで継承されてきたものである。
- その土地ならではの文化や風土を知ることが、郷土愛を育むうえで大変意義があり、次代へ大切に継承すべき資源であると捉えている。
- 本市に言い伝えられる伝説、昔話の歴史は古く、昭和53年にはこれらを取りまとめた『藤枝市伝説集』を、平成7年には『岡部のむかし話』を発行している。
- 昭和63年には、伝説や昔話を子どもにもわかりやすい物語として再編した『藤枝の伝説と童話』が出版されたほか、読み聞かせ団体などにより、紙芝居や絵本化されるなど、さまざまな方法で継承されてきている。
- かつて発行された書籍は、年代が古く入手しづらいものが多くっており、保存・継承が課題である。
- 市のホームページで、本市に伝わる伝説・民話のうち代表的なものを掲載しているが、今後は、音声や映像を交えるなど、デジタル技術を最大限に駆使した保存と活用方法を工夫していく。
- これを受け継ぐ「人」を育成することも重要である。
- 直接見聞きした「人」から次代を担う子どもたちに語り継ぐことで、郷土愛の醸成と世代間の交流を生み出し、地域コミュニティの強化にもつなげるなど、関係機関や団体と連携しながら支援、育成策を検討していく。

**【再質問】**

- 古い文献を、そのままの状態に取り込むようなデジタル化する手法は考えられないか伺う。

**【答弁：スポーツ文化観光部長】（文化財課）**

- 郷土博物館・文学館のホームページにおいて、博物館収蔵資料をデジタル化し、文献等については表紙のみをデジタル化し、資料を検索するために使用されている。
- 文献をそのままデジタル化することは、学術的に資料公開を目的とするものか、広く活用するために簡易的にするものかによって、手法や費用、公開の方法も変わる。
- 写真撮影等による簡易的なデジタル化は、博物館職員での対応も可能と考えている。

